

情 個 審 第 2 7 号

令和7年10月21日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年11月9日付け青家諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私に関する児童虐待に係る全ての記録」部分開示決定及び不開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第107号）

（個人情報答申第103号）

第1 審査会の結論

- 1 実施機関が令和4年4月27日付け〇〇〇指令第1-1号により行った保有個人情報部分開示決定については、別表1の「開示相当部分」欄に掲げる部分にあつては、部分開示決定を取り消し、当該部分を開示すべきである。また、別表2の「保有個人情報が記載された文書」欄の番号1に掲げる保有個人情報を特定の上、改めて開示決定又は不開示決定をすべきである。
- 2 実施機関が令和4年4月27日付け〇〇〇指令第1-2号により行った保有個人情報不開示決定については、別表3の「保有個人情報が記載された文書」欄に掲げる文書の部分にあつては、不開示決定を取り消し、同表の「不開示相当部分」欄に掲げる部分以外の部分を開示すべきである。また、別表2の「保有個人情報が記載された文書」欄の番号2に掲げる保有個人情報を特定の上、改めて開示決定又は不開示決定をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和4年4月18日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による改正前の平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇児童相談所、〇〇〇〇児童虐待の申請書類、すべての記録」

2 実施機関の決定及び通知

- (1) 令和4年4月27日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報として、「〇〇児童相談所が保有する、開示請求人の保有個人情報全て（ケース記録）」（以下「本件保有個人情報1」という。）を特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、別表1の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、同日付け〇〇〇指令第1-1号（以下「本件通知書1」という。）により、審査請求人に通知した。
- (2) また、同日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報として、「児童記録」（以下「本件保有個人情報2」という。）を特定し、条例第18条第2項の規定に基づき、条例第14条第1号に該当するため開示できない部分の概要は児童虐待の申請書であるとした上で、本件保有個人情

報2を不開示とする保有個人情報不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1及び2を併せて「本件各処分」という。）を行い、同日付け〇〇〇〇指令第1－2号（以下「本件通知書2」という。）により、審査請求人に通知した。

- (3) なお、本件通知書1の「開示することができない部分の概要及びその理由」の「部分の概要」欄には「〇〇児童相談所が保有する、〇〇〇〇殿以外の保有個人情報開示請求書」と、「理由」欄には「本人以外の当該保有個人情報は、第12条第1項に規定する開始請求人を本人とする第2条第5項に規定する保有個人情報に該当せず、開示請求人は当該保有個人情報に対する開示請求の権利を有しないため」と記載されている。

この記載だけからでは、実施機関が、本件保有個人情報1のうち、どの部分を不開示とし、どのような理由から不開示としたのかが判然としない。

ただし、本件通知書2の別紙には「開示することができない部分の概要」欄に別表1の「不開示とした部分」欄と同様の記載が、「理由」欄に別表1の「不開示とした理由」欄と同様の記載がある。また、本件通知書1と本件通知書2が同日に作成され、審査請求人に送付された。

以上から、当審査会においては、上記(1)のとおり、実施機関が、本件保有個人情報1のうち、別表1の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする本件処分1を行ったものと判断した。

3 審査請求

令和4年8月15日、審査請求人は、実施機関が行った本件各処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分2において不開示決定された全ての情報及び本件処分1において「開示することができない部分」となったすべての情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、補正書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 児童虐待については、一切身に覚えがない。

該当する児童は〇〇〇〇〇〇〇〇と思われるが、審査請求人は、当該児童と会話をしたこともない。

一切身に覚えがないのに、審査請求人を児童虐待の犯人と決めつけて、審査請求人を脅し馬鹿にしたことは、名誉棄損、人権侵害、強要、プライバシーの侵害に当たるため、条例に基づき情報開示請求をした。

- (2) 児童相談所の職員が訪問してきて、どこの誰かも名乗らず、一方的に審査請求人を犯人と決めつけ、人を殴る真似をし、大声でお前がやったと、怒鳴りつけられ、請求人の個人情報によりプライバシーを侵害され、児童虐待の犯人にされた。

児童相談所職員は審査請求人に対して威嚇、強要、侮辱、プライバシーの侵害、名誉棄損、人権侵害等を行った。

- (3) 情報開示請求で出された書類の記載内容は捏造であり、聞いたことのない話がかかれている。審査請求人に対して、名前も名乗らず用件も言わない男女が大声で怒鳴り、威嚇、強要、馬鹿にしたこと等がかかれていないが、どうしてか。

審査請求人を犯人と決めつけて、職員に都合のいい内容となっており、事実と異なることが、書かれている上に、審査請求人を馬鹿にした内容である。虚偽公文書作成ではないのか。

審査請求人は、何度も、職員に対して、児童虐待を行っていないと申し立てている。審査請求人が家庭内での児童虐待、家庭内暴力、日常的な威嚇をしていると判断した理由及び証拠を示せ。

- (4) 不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1の妥当性について

児童相談所は、児童の相談援助業務を行うに当たり、児童ごとに関係者との相談内容や面接内容等相談援助に係る情報を記録した経過記録票を作成している。

実施機関が本件処分1において不開示としたのは、茨城県〇〇児童相談所（以下、単に「児童相談所」という。）が保有する審査請求人本人との面接等が記録されている経過記録票（以下「本件経過記録票」という。）のうち、以下の部分である。

(1) 審査請求人以外の個人に関する情報の部分

実施機関が本件経過記録票において不開示決定とした部分は、審査請求人以外の特定の個人に係る相談内容、聞き取り内容等である。

児童相談所が行う相談援助業務は、当該家族や関係機関等との信頼関係の構築が不可欠であり、相談援助業務の中で聞き取った内容や情報は、審査請求人に開示されることは想定されていない。

これらを開示することになれば、審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、また、審査請求人以外の特定の個人の権利利害を害するおそれがある。

また、児童相談所に対する信頼が失われ、率直な意見の表明をちゅうちょするなど連携に支障が出るとともに、児童相談所においても、経過記録としての機能を著しく低下させるなど、児童への適切な支援が困難になる可能性がある。

よって、開示請求者以外の個人情報に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第3号に該当する。

(2) 県の機関が行う事務に関する情報の部分

実施機関が開示決定とした部分は、対象となる児童についての児童相談所の援助方針に関する情報（以下「援助方針情報」という。）や担当職員の考え及び判断した内容の部分である。

審査請求人へこれらを開示することになれば、児童相談所が援助方針を決定するに至った根拠や判断の内容、担当職員の考えが明らかとなり、対象となる児童に係る今後の援助方針に対する予見を与え、審査請求人が児童相談所の援助方針を意識した行動をとることも考えられる。

よって、正確な状況の把握を困難にし、今後の児童相談援助業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号に該当する。

2 本件処分2の妥当性について

本件処分2において「児童虐待の申請書」として特定した文書は、児童票、児童虐待に係る書面、関係機関から児童相談所へ情報共有が必要とされる内容が記録され、構成されている書面である。

児童票とは、児童相談所の職員が組織的に利用するものとして作成しており、児童に関する情報及び児童相談所の方針や関係機関との経過等の内容が含まれている。

また、児童虐待に係る書面、関係機関から児童相談所へ情報共有が必要とされる内容が記録され、構成されている書面については、児童相談所と関係機関が適切に連携し、情報共有するために作成されている。

いずれも、児童の適切な支援を目的としており、児童相談所における相談業務に不可欠な書類である。

実施機関は、法令又は条例の規定により、開示することができないと認められるため、条例第14条第1号に該当するとして不開示決定をしたものであるが、改めて検討したところ、県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぶおそれがあるため、条例第14条第7号に該当するとの理由が適当であるため、訂正する。

適用法令に一部誤りはあるが、審査請求人へこれらを開示することになれば、関係機関からの児童相談所に対する信頼が失われ、適切な連携に支障が出るとともに、対象となる児童への適切な支援が困難となる可能性がある。

よって、上記のとおり、児童相談援助業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、条例第14条第7号に該当する。

3 結論

本件各処分理由は、上記のとおりであり、適用法令に一部誤りはあるが、開示しないことの決定について違法又は不当の点はないことから、本件審査請求には理由がない。

以上により、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報の特定について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件保有個人情報1及び本件保有個人情報2を特定して本件各処分を行った。

当審査会において検分したところ、本件保有個人情報1には平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの情報が記載されている一方、本件保有個人情報2には、平成〇年〇月〇日以前に行われた本件で児童相談所が援助の対象としている児童（以下「本件児童」という。）に係る児童相談所への通告等が記録されていることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、本件保有個人情報1及び本件保有個人情報2以外の本件児童に係る文書等の有無について確認させたところ、別表2に掲げる文書を保有している旨の回答があった。

また、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、これらの文書を本件開示請求に係る保有個人情報として特定しなかった理由を質問させたところ、本件開示請求以前に審査請求人が児童相談所に対して行った保有個人情報開示請求において、平成〇年〇月〇日以前の情報を請求していなかったこと、同日以前は児童相談所と審査請求人に関わりがなく、これらの文書に審査請

求人に関する記載はあるものの、関係者の話に登場するにすぎないから、審査請求人の個人情報には該当しないと判断した旨の回答があった。

しかし、本件開示請求における保有個人情報開示請求書には、審査請求人が平成〇年〇月〇日以降の情報に限定して請求していると判断できる記載はなく、また、当審査会において検分したところ、別表2に掲げる文書には、審査請求人の情報が記載されており、その記載自体や他の文書の記載と照合することにより特定の個人である審査請求人を識別することができることと認められることから、別表2に掲げる文書に記載された審査請求人の個人情報についても、本件開示請求に係る保有個人情報として特定し、改めて開示又は不開示の判断を行うべきである。

2 本件処分1の妥当性について

(1) 本件保有個人情報1について

実施機関は、本件保有個人情報1について、条例第14条第3号及び第7号に該当するとして、別表1の「不開示とした部分」欄の部分を開示していないことから、以下、当審査会において検分した結果を踏まえて、それぞれ同条第3号及び第7号該当性を検討する。

(2) 条例の規定について

条例第14条第3号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、同号ただし書に掲げる情報を除いたものを、不開示情報としている。

また、同条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 別表1の番号1について

(ア) 11行目以外の部分

当該不開示部分のうち11行目以外の部分には、審査請求人以外の特定の個人に係る面接内容が記載されており、その記載により、当該特定の個人を識別することができることから、条例第14条第3号本

文に該当すると認められる。

また、当該面接内容の情報について、同号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

(イ) 11行目

当該不開示部分のうち11行目については、面接を行った児童相談所の職員の見解が記載されていることが認められる。

当該情報は、県の機関が行う児童相談援助事務に関する情報であって、これを開示することになると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容等が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念するあまり、率直な意見を述べ難くなって忌憚のない意見交換が行われなくなり、また、記載内容を簡略化することで正確な状況の把握が困難になるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(ウ) 小括

以上のとおり、当該不開示部分は、同条第3号又は第7号に該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当である。

イ 別表1の番号2について

当該不開示部分のうち19行目から25行目までには、審査請求人と面接を行った児童相談所の職員の見解が、26行目及び27行目には、援助方針情報が記載されていることが認められる。

当該情報は、県の機関が行う児童相談援助事務に関する情報であって、これを開示することになると、上記ア(イ)と同様に、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

よって、実施機関が当該不開示部分を不開示としたことは、妥当である。

ウ 別表1の番号3について

(ア) 2行目の1文字目から9文字目まで

当該不開示部分のうち2行目の1文字目から9文字目までの部分には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記載されており、そ

の記載により、当該特定の個人を識別することができることから、同条第3号本文に該当すると認められる。

また、当該情報について、同号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

(イ) 4行目の14文字目から21文字目まで

当該不開示部分のうち4行目の14文字目から21文字目までの部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されているが、前後の記載から、当該情報については児童相談所の職員が審査請求人に伝えた内容であることが認められる。

したがって、当該部分は、同条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書アの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものと判断する。

そのほか、当該部分については、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(ウ) 4行目の23文字目から27文字目まで

当該不開示部分のうち4行目の23文字目から27文字目までの部分には、審査請求人と面接した児童相談所の職員の見解が記載されていることが認められ、上記ア(イ)と同様に、当該情報は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(エ) (ア) ないし (ウ) 以外の部分

当該不開示部分のうち(ア) ないし (ウ) 以外の部分については、審査請求人本人の行動や児童相談所の対応に関する客観的な事実が記載されていることが認められる。

当該情報は、県の機関が行う児童相談援助事務に関する情報であるものの、本件処分1において開示されている部分の記載と同様の内容であり、これを開示しても、実施機関において、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでいえず、同条第7号に該当するとは認められない。

そのほか、当該部分については、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(オ) 小括

以上のとおり、当該不開示部分のうち、(ア) の部分は同条第3号に、

(ウ) の部分は同条第7号にそれぞれ該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

エ 別表1の番号4について

(ア) 18行目の1文字目から9文字目まで、19行目の34文字目から20行目の16文字目まで、21行目の19文字目から31文字目まで並びに22行目及び23行目

当該不開示部分のうち18行目の1文字目から9文字目までには、本件児童に係る援助方針情報が、19行目の34文字目から20行目の16文字目まで及び21行目の19文字目から31文字目までには、審査請求人に面接した児童相談所の職員の見解が、22行目及び23行目には、審査請求人に面接した児童相談所の職員の見解及び今後の対応方針が、それぞれ記載されていることが認められる。

これらの情報は、県の機関が行う児童相談援助事務に関する情報であって、これを開示することになると、上記ア(イ)と同様に、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(イ) 18行目の10文字目から18文字目まで

当該不開示部分のうち18行目の10文字目から18文字目までの部分には、上記ウ(ア)と同じ審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記載されていることが認められ、上記ウ(ア)のとおり、同条第3号の不開示情報に該当するものと判断する。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の部分

当該不開示部分のうち(ア) 及び (イ) 以外の部分については、審査請求人本人の行動や児童相談所の対応に関する客観的な事実が記載されていることが認められ、上記ウ(エ) のとおり、当該部分については、同条第7号に該当するとは認められず、そのほか、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(エ) 小括

以上のとおり、当該不開示部分のうち、(ア) の部分は同条第7号に、(イ) の部分は同条第3号にそれぞれ該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

オ 別表1の番号5について

(ア) 12行目の19文字目から24文字目まで

当該不開示部分のうち12行目の19文字目から24文字目までには、児童相談所の職員の姓が記載されており、当該職員の姓は、本件処分1において開示されている部分にも記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、同条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書アの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものと判断する。

そのほか、当該部分については、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(イ) 15行目

当該不開示部分のうち15行目には、当該不開示部分の記録に係る項目名が記載されていることが認められる。

当該情報は、県の機関が行う児童相談援助事務に関する情報であるものの、これを開示しても、実施機関において、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでいえず、同条第7号に該当するとは認められない。

そのほか、当該部分については、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の部分

当該不開示部分のうち (ア) 及び (イ) 以外の部分には、審査請求人以外の特定の個人に係る情報が記載されており、その記載により、当該特定の個人を識別することができることから、同条第3号本文に該当すると認められる。

また、当該部分について、同号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

(エ) 小括

以上のとおり、当該不開示部分のうち、(ウ) の部分は同条第3号に該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

カ 別表1の番号6について

(ア) 2行目の1文字目から3行目の7文字目まで、5行目の1文字目から20文字目まで並びに11行目及び12行目

当該不開示部分のうち2行目の1文字目から3行目の7文字目まで並びに11行目及び12行目には、本件児童に係る援助方針情報が、5行目の1文字目から20文字目までには、審査請求人に面接した児童相談所の職員の見解が、それぞれ記載されていることが認められ、上記イのとおり、これらの部分は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(イ) (ア) 以外の部分

当該不開示部分のうち(ア)以外の部分については、審査請求人本人の行動や児童相談所の対応に関する客観的な事実が記載されていることが認められ、上記ウ(エ)のとおり、当該部分については、同条第7号に該当するとは認められず、そのほか、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(ウ) 小括

以上のとおり、当該不開示部分のうち、(ア)の部分は同条第7号に該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

3 本件処分2の妥当性について

(1) 本件保有個人情報2の各文書の名称及び文書数について

実施機関は、弁明書において、本件保有個人情報2として、児童票、児童虐待に係る書面及び関係機関から児童相談所へ情報共有が必要とされる内容が記録され、構成されている書面を特定したと説明している。

そして、実施機関は、本件処分2において、本件保有個人情報2に係る文書の名称及び文書数を明らかにしておらず、文書の名称等が条例第14条第1号(弁明書においては同条第7号)に該当するとして不開示としたものと解されることから、以下、同条各号該当性について検討する。

ア 条例第14条第1号について

条例第14条第1号は、法令又は条例の規定により、開示することができないと認められるものを、不開示情報としている。

そして、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第7条においては、都道府県が設置する児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所の所長等は、その職務上知り得た

事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。

当審査会において検分したところ、本件保有個人情報2は、児童票のほか、本件児童に係る児童虐待の通告に関して作成された文書（以下「本件通告関係文書」という。）及び児童相談所への相談を求める文書であることが認められる。

本件通告関係文書について、当審査会の職員をして実施機関に確認させたところ、通告を行った主体やその方法により、異なる名称及び様式の文書が、通告ごとに作成されるとの回答があった。

そうすると、本件通告関係文書の名称及び文書数を明らかにするだけで、通告の主体、方法及び頻度等が審査請求人に明らかとなり、本件児童に係る通告者の特定につながることになるから、本件通告関係文書の名称及び文書数は、児童虐待防止法第7条により、実施機関が漏示することができない情報として、条例第14条第1号に該当するものと判断する。

ただし、児童虐待防止法第7条の趣旨は、通告者の匿名性を確保することにより通告をちゅうちょさせないというものであり、通告者が警察官であるときは同条の禁止は及ばないものと解されていることから、本件通告関係文書のうち警察からの通告に係るもの（以下「本件警察通告文書」という。）の名称及び文書数は、条例第14条第1号に該当しないものと判断する。

イ 条例第14条第7号該当性について

(ア) 上記2(2)のとおり、条例第14条第7号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報としている。

(イ) 上記アのとおり、本件通告関係文書の名称及び文書数を開示すると、本件児童に係る通告の主体、方法及び頻度等が審査請求人に明らかとなり、通告者が推測されることを懸念する。このように、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が児童相談所等への通告をためらうことになるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ただし、上記アのとおり、本件警察通告文書の名称及び文書数については、これを明らかにしても、通告者（警察官）が推測されることを懸念して通告をためらうおそれはない。

したがって、本件警察通告文書を除く本件通告関係文書の名称及び文書数は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

(ウ) また、児童相談所への相談を求める文書については、その名称及び文書数を開示すると、相談の主体、方法及び頻度等が審査請求人に明らかとなり、相談者が推測されることを懸念し、児童相談所等への相談をためらうことになるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、児童相談所への相談を求める文書の名称及び文書数は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

ウ 小括

以上のおり、本件保有個人情報2のうち、本件警察通告文書を除く本件通告関係文書の名称及び文書数は同条第1号及び第7号に、児童相談所への相談を求める文書の名称及び文書数は同条第7号に、それぞれ該当すると認められるから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当である。

一方、本件保有個人情報2のうち児童票については、実施機関が弁明書においてその名称を明らかにしており、また、児童ごとに作成されるものであるから、その名称や文書数から通告の主体、方法及び頻度等が審査請求人に明らかになり、通告者が特定又は推測されるものとはいえない。そのほか、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、児童票及び本件警察通告文書の名称及び文書数は開示すべきである。

(2) 部分開示の可否について

条例第15条第1項は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとしている。

本件保有個人情報2について、実施機関は、条例第14条第1号（弁明書においては第7号）に該当するものとして全部不開示としていることから、以下、当審査会において検分した結果を踏まえて、部分開示の可否について検討する。

ア 児童票について

(ア) 本件児童に関する情報の部分（「氏名」、「保護者電話」、「住所」、「保護者」及び「家族及び縁故者」の欄）

当該部分には、本件児童の氏名、住所、保護者、家族構成等の本件

児童に関する情報が記載されていることが認められ、上記2（3）ウ（ア）と同様に、当該部分は同条第3号の不開示情報に該当するものと判断する。

（イ）通告に関する情報の部分（「作成期日」、「主訴」及び「経過及び措置」の欄）

当該部分には、本件児童に係る通告の主体、時期及び通告内容並びに児童相談所の職員の姓や印影が記載されていることが認められる。

上記（1）ア及びイのとおり、通告者が特定又は推測される情報については、通告主体が警察官である場合を除き、同条第1号及び第7号に該当し、不開示とすべきものであるところ、当該部分に記載された情報は、本件児童に係る通告者の特定につながるものであると認められる。

したがって、当該部分は、通告主体が警察官である旨の記載を除き、同条第1号及び第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

（ウ）援助方針情報の部分（「主訴」、「主訴」の右側及び「経過及び措置」の欄）

当該部分には、本件児童に係る児童相談所の対応方針や処理経過などの援助方針情報が記載されていることが認められるから、上記2（3）イのとおり、当該部分は同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

（エ）小括

上記（ア）ないし（ウ）のとおり、児童票には不開示情報が含まれることが認められるが、不開示とすべき部分を容易に区分して除くことができないものとは認められない。

そのほか、児童票の全部を不開示としなければ不開示情報が明らかになる事情も認められない。

よって、児童票は、上記（ア）ないし（ウ）の部分を除き、部分開示すべきである。

イ 本件警察通告文書について

（ア）通告日及び児童相談所における受付日

本件警察通告文書には、通告日及び児童相談所において同文書を受け付けた日が記載されていることが認められる。

上記2（2）のとおり、条例第14条第7号においては、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報としているところ、これらの

日付を開示すると、本件児童に係る通告の時期が特定されることとなり、本件児童に係る通告の端緒となった通報の主体が推測されることを懸念する。このように、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が警察等への通報をためらうことになるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(イ) 警察官の職名（文書発出者及び「担当者の官職氏名」の欄）

本件警察通告文書には、警察官の職名が記載されていることが認められる。

条例第14条第3号ただし書ウにおいて、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもののうち、当該個人が公務員等であり、当該情報はその職務の遂行に係る情報である場合は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされていることから、警察官の職名は、同号ただし書ウに該当するものと判断する。

そのほか、当該部分については、条例第14条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、警察官の職名については、開示すべきである。

(ウ) 警察署名のうち1文字目から5文字目まで、警察官の氏名及び印影並びに警察署の電話番号及び内線（文書発出者及び「担当者の官職氏名」の欄）

本件警察通告文書には、本件児童に係る通告を行った特定の警察署の名称、警察官の氏名及び印影並びに警察署の電話番号及び内線が記載されていることが認められる。

これらの記載を開示すると、本件児童に係る通告を行った警察署及び警察官の氏名から、本件児童に係る通告の時期や通告の端緒となった通報の主体が推測されることになるから、上記（ア）と同様に、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(エ) 本件児童に関する情報（「児童」の「氏名」、「生年月日」、「住居」及び「本籍（国籍）」の欄並びに「保護者」の「氏名」、「生年月日」、「職業」、「児童との続柄」及び「住居」の欄）

本件警察通告文書には、本件児童の氏名、生年月日、住所、本籍及び保護者の氏名等の本件児童に関する情報が記載されていることが認

められ、上記ア（ア）のとおり、当該部分は、同条第3号の不開示情報に該当するものと判断する。

(オ) 児童相談所の職員の印影

本件警察通告文書には、児童相談所の職員の印影が記載されていることが認められる。

当該印影を開示すると、職員の氏名から本件児童に係る通告の時期が推測されることになるから、上記（ア）と同様に、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第7号の不開示情報に該当するものと判断する。

(カ) 通告事案の内容及び警察官の意見（「通告理由」及び「処遇意見」の欄）

本件警察通告文書には、通告事案の内容及び当該事案の対応に関する警察官の意見が記載されていることが認められる。

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、その記載から、当該特定の個人を識別することができることから、同条第3号本文に該当すると認められる。

また、当該情報について、同号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、同号の不開示情報に該当するものと判断する。

加えて、当該部分を開示すると、その内容から本件児童に係る通告の端緒となった通報の主体が推測されることになるから、上記（ア）と同様に児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第7号の不開示情報にも該当するものと判断する。

(キ) 小括

上記（ア）、（ウ）ないし（カ）のとおり、本件警察通告文書には不開示情報が含まれることが認められるが、不開示とすべき部分を容易に区分して除くことができないものとは認められない。

そのほか、本件警察通告文書の全部を不開示としなければ不開示情報が明らかになる事情も認められない。

よって、本件警察通告文書は、上記（ア）、（ウ）ないし（カ）の部分を除き、部分開示すべきである。

ウ 本件警察通告文書を除く本件通告関係文書について

当該文書については、上記（1）ア及びイのとおり、その文書数から通告の頻度が明らかとなり、本件児童に係る通告者が特定され、又は通告者が推測されることを懸念する。このように、児童虐待を受けたと思

われる児童を発見した者が児童相談所等への通告をためらうことになるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

したがって、当該文書は、全体として同条第1号及び第7号に該当すると認められるから、実施機関が当該文書を全部不開示としたことは、妥当である。

エ 児童相談所への相談を求める文書について

当該文書については、上記(1)イのとおり、その文書数から相談の頻度が明らかとなり、相談者が推測されることを懸念し、児童相談所等への相談をためらうことになるなど、児童相談援助事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

したがって、当該文書は、全体として同条第7号に該当すると認められるから、実施機関が当該文書を全部不開示としたことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張についても、上記の各判断に影響を及ぼすものとは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

6 付言

- (1) 実施機関は、上記第2の2(3)のとおり、本件通知書1の「開示することができない部分の概要及びその理由」の「部分の概要」欄には「〇〇児童相談所が保有する、〇〇〇〇殿以外の保有個人情報開示請求書」と、「理由」欄には「本人以外の当該保有個人情報は、第12条第1項に規定する開始請求人を本人とする第2条第5項に規定する保有個人情報に該当せず、開示請求人は当該保有個人情報に対する開示請求の権利を有しないため」と記載しているが、この記載からは、本件保有個人情報1のうちどの部分がどのような理由により不開示とされたのか判明しない。そして、上記第2の2(3)のとおり、実施機関は、本件通知書1とは別の本件通知書2の別紙において、本件保有個人情報1のうち不開示とする部分及びその理由を記載しているが、本来であれば本件通知書1に明示すべきである。

実施機関においては、今後、開示決定を行う文書の名称、不開示とする部分及びその理由について、正確かつ分かりやすい記載を行うよう努めら

りたい。

- (2) 茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条第1項の規定により、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、その理由を示さなければならないとされ、また、同条第2項において、当該処分を書面でするときは、その理由は、書面で示さなければならないとされている。

また、条例第18条第2項の規定に基づく保有個人情報不開示決定は、上記の許認可等を拒否する処分に該当すると解される。

そして、この点に関し、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決は、公文書の開示等に関する条例に基づく開示請求に関する事案についてのものであるが、理由付記制度の趣旨にかんがみて、付記すべき理由としては、開示請求者において、所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示理由の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないと判示している。

これを本件処分2についてみると、実施機関は、本件通知書2の別紙の「理由」欄に、「茨城県個人情報の保護に関する条例第14条第1号該当法令又は条例の規定により、開示することができないと認められるため。」と記載しているが、このような記載だけでは、審査請求人において、いかなる法令又は条例の規定により不開示とされたのかということについて知ることができるものとは言い難い。

児童虐待という機微な情報であるため、文書の内容が推測されるような記載を避けなければならない場合もあるが、実施機関においては、今後、同様の事務処理を行うに当たっては、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるという理由付記制度の趣旨にかんがみて、可能な限り具体的な理由の付記を行うよう工夫されたい。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年11月13日	諮問受理
令和6年12月16日	審査（令和6年度第9回審査会第二部会）
令和7年 2月18日	審査（令和6年度第11回審査会第二部会）
令和7年 3月18日	審査（令和6年度第12回審査会第二部会）

令和7年 4月22日	審査（令和7年度第 1回審査会第二部会）
令和7年 5月30日	審査（令和7年度第 2回審査会第二部会）
令和7年 6月24日	審査（令和7年度第 3回審査会第二部会）
令和7年 7月23日	審査（令和7年度第 4回審査会第二部会）
令和7年 8月29日	審査（令和7年度第 5回審査会第二部会）
令和7年 9月30日	審査（令和7年度第 6回審査会第二部会）

別表1 本件保有個人情報1に係る不開示とした部分、不開示とした理由及び開示相当部分

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	開示相当部分
1	2ページ 6行目から17行目まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第14条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利害を害するおそれがあるため。 ・ 条例第14条第7号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	なし
2	2ページ 19行目から27行目まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第14条第3号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利害を害するおそれがあるため。 ・ 条例第14条第7号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	なし

3	5 ページ 2 行目から 5 行目まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 1 4 条第 3 号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第 1 4 条第 7 号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目の 1 0 文字目から 4 行目の 2 2 文字目まで ・ 4 行目の 2 8 文字目から 5 行目まで
4	6 ページ 1 8 行目から 2 3 行目まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 1 4 条第 3 号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第 1 4 条第 7 号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 8 行目の 1 9 文字目から 1 9 行目の 3 3 文字目まで ・ 2 0 行目の 1 7 文字目から 2 1 行目の 1 8 文字目まで
5	7 ページ 1 2 行目から 2 1 行目まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 1 4 条第 3 号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 2 行目の 1 9 文字目から 2 4 文字目まで ・ 1 5 行目

6	9ページ 2行目から12行目まで	・ 条例第17条第7号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	・ 3行目の8文字目から4行目まで ・ 5行目の21文字目からまで10行目まで
---	---------------------	---	--

別表2 特定すべき文書

番号	保有個人情報が記載された文書
1	本件経過記録票のうち平成〇年〇月〇日以前の部分
2	本件児童に係る児童虐待の通告に関して作成された文書（本件保有個人情報2を除く）

別表3 本件保有個人情報2において部分開示決定をすべき文書

番号	保有個人情報が記載された文書	不開示相当部分
1	児童票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「作成期日」の欄 ・ 「氏名」の欄 ・ 「保護者電話」の欄 ・ 「住所」の欄 ・ 「保護者」の欄 ・ 「主訴」の欄（通告主体が警察官である旨の記載を除く） ・ 「主訴」の右側の欄 ・ 「経過及び措置」の欄（通告主体が警察官である旨の記載を除く） ・ 「家族及び縁故者」の欄

2	本件警察通告文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告日 ・ 児童相談所受付日 ・ 文書発出者の警察署名のうち1文字目から5文字目の部分、警察官の氏名及び印影 ・ 「児童」の「氏名」、「生年月日」、「住居」及び「本籍（国籍）」の欄 ・ 「保護者」の「氏名」、「生年月日」、「職業」、「児童との続柄」及び「住居」の欄 ・ 「担当者の官職氏名」の欄の警察署名のうち1文字目から5文字目の部分、警察官の氏名、電話番号及び内線 ・ 児童相談所の職員の印影 ・ 「通告理由」の欄 ・ 「処遇意見」の欄
---	----------	--